甘雜

坤

ワ 3
3645
438

九 推棟言語集
十 禮法全集 三
十一 弓法躾引哥

門 ワ3
號 3645
卷 438

推噂言語集

一臺子ハ呉國より渡る中古臺子傍乃
如ハ利義満將軍より傳り必
法印して東山殿義政拾遺ニ
大玄院傍の内乃一ツ也古平記百拾系セッ
臺拾と云ハ皆ハ臺子かゝる事といつて
能ク利休より傳の茶湯を習ふと云
臺子ハ諸手物の拾よりも能く知人稀ニ是
也〳〵臺子ハ一名盛物と外ニ傳の有き拾

一上段の床ニ二瓶ニ瓶の花六行〳〵四幅対
二瓶の花ニ二幅対一瓶のもの有〳〵
又一幅のかけ物ハ中央ハ番頭下ハ細
口乃もの入ハ生花ニ成も有〳〵
一身床の有〳〵無ハ順鉢を置上座の方
柿子又感陽宮の九流下座の拾ハ蓮
木をうけ物〳〵又ハ蓮小網蓮を置も
之撤ハ下座の拾〳〵付書院の拾ハ上座
乃方ハ柚の物一卷也二卷也多ハ小の七卷
右の方ハ硯屏墨差筆架筆水入文鎮等

[illegible]

一遠柳上の方へ手洗下の柳へ魚よ香炉下
乃押板よ大食堂又いろは堂石又硯彩紙
一炉の大家よ大幅の掛物をけ卓よ落
の柳みの大香炉を傍又砂物ふと
一彫子の間よ屏風をこれを風呂先屏
風と云更よ記事
一遠柳の身潮ふ古今集を傍中附ふ
同の間よ象の象出ふかるる幸ーと云て最
屋ー
一半院岩入の浜芽茨彫ようへ長廊下
を注書洗、入一礼終て上流の拭物を見
香炉を先卓下の花とを見ー物遠
柳の垂物 材出洗の傍を見る扇子ハ板
垂ー書子大出洗の縁傍よ行ハ彫
子の前へ住上の傍ようハ行ー見ー紙
貴板乃ち更と行ー人よ信ー物沈の
同れ無物花を見卓座へ見卓ー

一上流の家よ口幅対前の卓小三具長
板よ立花の方傍も古出これを上の
右傍と中へ岩出て貴方の附物座
第ー口傍
一密板ハ蓮華院殿義政將軍沈物板
寄て出来ー禁中ーも敬ー沈と
いて文ようー世よ出ー用物
一かるー色出ー一尺ハ寸指度九寸位指
形へかるー之処ここれよ盆石家へ
一紙硯の抱箱寄さ一尺位位八寸南蛮
物へ水指よ用物
一かるれの蓋を蓋と云初水指の中へ蓋
蓋を入て出る物へ蓋を蓋をかくる物へ
かるれがと云へ又一流よ釜の蓋托物
乃箱を湯西ー の箱を浮見の箱
水中蓋蓋の上へ釜の蓋を
ハ此箱よて蓋を蓋を
出ども云方院へ
一雪と方よ長垂柳と云物行ー七十一尺
七寸七分横八寸六分高さ一尺二寸八分

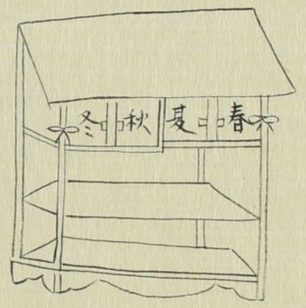

一書物は裏の尺と云事一寸五分のたさ
四尺横七寸五分七寸七分
七尺横七寸五分七寸七分
又古法小型七寸七分
江原家乃家の流は八寸七寸何も長さ
又乃家の流は八寸七寸何も長さ
今出の紙
一定家々の流は集の類は十一行九

行半の行々相流は行間迄世上紙高別
々加賀峯相郷伯耆国伊勢相流
間を七寸間時行間くいて
一東鑑は二流反より南庭を有るを
て人は流れ二流反より南庭を有るを
屏風として南の四隅の内を自ら
すると流ふ也朱雲紙を南庭と呼
七寸間くいて
一無垢を書紙を常樹とも巻頭紙云
一巻宗法自の木の陽より巻初て法自
の本を七分深書る中書込へ
陽は法と法の百枚すをとり三分一の寸
かをる
一表補表具芳賀と慈照院義政乃家
乃家乃補陽補表具を初る
一香ふ返嬢と云るを沈香の取かしの
ゝゝ東方ちと云伽羅は十分かつ方子
古木法脂ちと云香は家員は燒物
香の産中へ産しと云香と云
をとりて香屋とる

一火鉢の大サ七分八分九分ほど　是大代角
切形鉢　角型一方面ふくらる　鉢形　重鉢
の事を方ゝ又ハ足の方へ角を向おくもの
一板考屋床の中花入ハ竹ハ訂地数居ハ
三尺二寸五分又三尺寸ともおき訂なり
一同絵図の訂ハ床の大幅の下より写又
五分ともおく竹訂訂皮同下(ゑ)
一出流作竹絵図の訂ハ是編ゝ二三分
の写ゝ又是編ハ板数の写事也自由ゝ
数絵ハ板ともなる形同ハ方ゝ
一蛭ゝ手板床の方へ大きの先を向ゝ
竹土間も同ゝ
一写多ハ竹多鉢を重合る時ハ是一ツ鉢
の方へ出面ゝ却して面ハ多鉢を出
傍事多鉢ハ板ゝ板ゝ絵ハ板ゝ絵ハ
若し不揃ハ紙月ゝ板ゝ出面形
重同ゝ
一長面ハ竹多鉢多ハ言葉を紙月傍ゝ
ゝ重言ハ貸ハ入多鉢ハ葉を一して重ゝ
絵多の遠柳板ゝ柳ゝ柳の傍ゝ

一如ゝ小竜秀鉢ゝハ火を最ゝ家ゝ
不言築先を能付て火際を見るゝ
ゝ
一遠柳ゝ多名を言事ゝを太閤秀吉
の秋葉ゝ一来の松山波ハ城ゝ云
天下ゝ源ゝなゝき若ハを柳の上ゝ傍
ゝ千ゝ秀鉢柳ゝ若物ゝ計新ハ貸ゝ
入言ゝのゝ自鉢柳を不傍昨ハ遠柳の
花柳ハ重ゝ第秦を遠柳の上ゝ柳ゝ
傍ゝ利ゝ言ゝ柳ハ家ゝ我ゝを活舞
見ゝ柳ハ先ゝ花ゝき事ゝ
宝ゝ柳ハ先ゝ香ハ其家の紙挿家
一平葉ハ先香ハ小用いるゝ加ゝ
多ゝ用ゝ時ゝ香言ゝ重言ゝるなり
平蜘秀鉢ハ鴨鉢柳ゝ澤多鉢ハ
秀鉢重言ゝ火変ハ不重ゝ
一玉ハの三幅対の書員の事　中巻の中
絵ゝ宮居の一文字ハ用ゝ地を中縁
ゝ用ハ天地ゝ宮居の趣ハ宮居の
中絵ゝ一文字ハ用ゝ地を中縁ゝし

天地なり

一翰の始末は胸の出来るもの獨笑始
末とて書物やとい（ふ）

一左右ふ三面の盤佛書碁盤弱若
盤形よ玉双六の石を入れ錢の目を上
（成）し玉ものゝ双六盤下望の方へ
碁盤は碁盤小口座敷へ勿論書
一枕硯と云事を連歌入れ移徙除中別
札調時の或ゝ枕小硯墨筆收入小組
なり又貴人狩場腰掛より御出
硯を見映事を古実紙絵の人は
硯を第一とす新家枕小石墨筆組
外如る古実ゝ板目を堅ゝ見腰掛
如ク作事を性外ゝ時の枕硯は板
目を接かして傍ゝ
一小掛物の接目は袋仕ク遠柳の間ゝ
に無きるる古法の事あり左乃
而三不趣ゝ
一四季を屏風ふ出八京と屏風より生きる
大掛物家ゝ掛られぬ大幅物は天井
の隅ゝ打行ける〻文望ふも
一扇を右双龍の彩書張南条瓢箪
ハ絵なゝ
一五一色のなゝ云ハ杜若水仙蓮菊松
は外ゝ桜紅葉を入て七一云〻云皆桜
皆紅葉〻云時は其一色計〻物を文
色ハ傍立の一色〻云〻
一物筆の影又ハ屏風盤物小緑を〻〻
ぬう古実の中新 餅半阿弥大納言
法物語のはるゝ及ハ
一巻〻方ふ筆巻〻云物を云書其
外重恩の御家を義ら後物いて
長一尺九寸接一尺一寸緑る一寸六分
足の高さ六寸指足は渭九帳面を
七乃緑色〻一歌を
平ゝ結目をする〻〻足ふハ切〻巻を
屋〻其外本紙内墨盤中ハ外注内
朱下ハ外墨内朱なり巻物紙題
一又巻長さ一尺八寸巻横一尺一寸足指を
高さ三分足外板三分完引四左右分

三ヶ所ありて一ヶ所ハ高サ三尺五寸横蒔
絵ものしるし寸法ハ高サ六寸一分横
の方ハ長サ三寸六分横蒔
一屏風ハ色紙短冊押絵乃事
定家色紙　短冊　短尺
行房　永真
三条西　土佐
近衛　益信
花山　尚信
伏見　宋女
久我
土御門
小倉
冷泉
法大寺　唐絵

一右法ハ其日の宴ふより家乃歌色
者ものり歌人歌さき人の好い老人の絵
をけ色人人乃のさきハ歌さき絵を無
るを絵色ものり連歌師杯の者ハい

天神又ハ花乃の絵出家方社人山伏杯ハ
乃事ハ仏絵又ハ布袋絵海山水
の絵ハ公家方乃事ハ人物ハ天神仙男仙女
海山水白糸ハ門絵方御光雪ハ寒
山波半月考ハ社滝宝船ものり武家
方ハ隆堀大神山水花乃又ハ百鳥
乃絵

一色紙寸法ハ高サ七寸横一分
巾六寸五分小横寸六分又巾六寸巾分
横寸六分巾六寸ハ横寸ハ方右巾
ハ大色紙乃ハ小色紙ハ巾五寸
五分横ハ寸巾五寸横巾ハ方
右の定寸ハ家乃為世卿ハ好ハ
ハ後ハて定ハ杯ハ色
紙ハ云名目乃初ハ杯乃家ハ業平
朝臣ハ云ハ色紙乃名初り
色紙ハ形杯ハ杯乃家ハ色紙乃名初り
ものハ云流ハ文短冊ハ中名目ハ二条
乃后文庫乃書法乃水ハ紙ハ云事
法ハ中ハ短冊乃名初り中形ハ形ハ

もし例を引くヿ云ハ今云ふ所押のるくむ
一香記と云ハ今云ふ所押のるくむ　香起と云
是まて茎物を生ひたる中ハ　香記
次筋と云ハ次第くもくもくもく

又三寸四方ともなるべし

一竹幅伐横、長さ一寸六分

一絹帽子長サ一尺四寸幅一尺五寸厚サ

四方まで下帽也サ一尺五寸幅八寸五寸

絹木乃ちき六寸三分下帽を横手

の木乃上にもしもとも丈夫ちう六寸三分上に

上帽を絹乃ちき

一絵図へ世度孫見物せもまげ山より

泉乃ちを見て下方へ流れ出る水を

度に絹乃宜敷ちき海し池の絵へ

をく夢て見るる悪し池の美名

さるる故乃仏乃絵要さき人の度孫乃

絵て見るし

一日本にて築山を孫池出来をちを留乃

用明天皇の時乃ちふ神乃天竺灵鷲山の

度を模し唐土ふ築山乃ちの留を

へて日本にも築山孫乃ちり用明

帝乃ちを孫平安ふ池乃ちを孫ふ三度

南都東大寺自然無移乃ちも模し池乃ちり

拾元池山の絵へ釋迦誕生の時三九頭

の竜へ切法出来をて度場を戒乃ちを

乃ちを国孫乃ちより後の滝山を出を為

乃ちり滝の仕組乃ちを。布為し

乃ちふへ流を細く布を晒乃ちを乃ちる乃

乃ちを為ちへ。度為しといふ乃ちる滝

乃ちを度く為ちを。弟為しと云

乃ちを為ちへ。度為しといふ乃ちを為ちを

滝の流を弟伐切乃ちを為ちを為ちを

。左右為しとらふへ滝の流を左右へ

つけ為ちを乃ちり。傍流しと云へ滝を

川元をふへ為ちを山伐乃ちを

の留乃ちを為ちへ

一度飛乃ちり流て乃ちを為孫流へ云へ滝

山を云へ中為乃ちを伐乃ちを為ちふ

流ふ滝の絵を梅山乃ちり又へ

中為乃ちを梅乃ちを伐乃ちを為ちふ

一日本流の度へ滝山を早く滝は計を

乃ちて為ちへ伐乃ちり中為乃ちを早く

度の郡碓山乃ちを為ちを海へ流入東山へ

滝の為乃ちを為ちを為ちふ伐へ梅山を川

為ちを乃ちへ

一池の橋ハ雲ノ柳を寫候事
勿論柳を橋結へ[illegible]
橋の例を見る様なかけ方なり
一第山ハ源右ニ云る所石と云ハ石乃
部をゆるの立風なる[illegible]ハ立て能
石を伏立る所を云何も石の見を出す
ものゝ裏貫ハ[illegible]ハ石ニ而充
あるこゝ方ハ伏石ハ[illegible]て能石を立立
石ハ[illegible]て能石を伏て石の京ハ
石能ハ[illegible]ハ石の京ハ
一剔石ハ[illegible]云ハ堆朱ハ似て[illegible]形屋釋
を彫ル[illegible]ハ地京[illegible]香[illegible]
[illegible]
一珪璋の色と云ハ地黒[illegible]ハ[illegible]又屋釋
を細彫て彫目[illegible]
さ珪璋[illegible]ハ地京[illegible]
[illegible]又彫目ハ朱地黒[illegible]
[illegible]
一堆石[illegible]と云ハ地京[illegible]彫彫目ハ
黒き[illegible]又ぐり[illegible]

一金線と云ハ地京彫目ハ色[illegible]
筋を[illegible]
[illegible]を線と云香[illegible]花
[illegible]
一堆烏と云ハ地黒[illegible]
筋をぐり[illegible]彫[illegible]
一堆漆と云ハ堆朱堆石の彫て地の[illegible]
黒と耳筋ハ[illegible]
一三ツ羽の事ハ長七寸八分羽の長さ[illegible]
八分柄の方三寸ハ[illegible]
一方包間[illegible]
下の結目ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
一[illegible]ハ[illegible]
書書[illegible]
一小板ハ九寸五分厚[illegible]
一九[illegible]板[illegible]一尺三分面を板書
一方厚さ三分
一同小板[illegible]九寸五分厚さ六分

一香子屏風寸法 香子のよう 屏風を立て天目の通て屏風の高さ通
の高さ ほどを通
一みゝ水中へ薬草を植 薬草を植 風炉の中へ
物薬を植
一家植 花入の釘 釘打 高さ三尺寸
ほど 又三尺寸七八分 家の高
見計
一風炉の食籠 よい 広縁を
ふくもの
一風炉の灰 灰 風炉の植を強くみ
ぬるよう
一病の内 香を植 薬草 生物の香
物 植 植 かゝ
為香 植ねもの
一百仏 百植 十植 一植 やう
仏縁の 植 仏
一時 礼 香植 香 植
寸 尺 屋 屋内 清 香
一家物寸法 高さ 寸 又 寸 見
ほう 切結の高 小節 多 元
かゝる 大形 好 為 元
後 葉 植 見 云 高
先 見 七 見 中 切 結
六 見 見 見 間 植中 云
高 切 結 高 間 植 雅
子 殿 九 人 寸法 為
一上代 云 後 多 後 人 多
時代 物 云 後 多 後 代
並 早 枝 葉 多 代
一葉 葉 竜 入 他 送 竜 為
あれ 竜 生 高 寺山 植
出 植
一植 傍 かゝ 云 葉 葉 傍
云 れ 海 生 多 植 形 傍
葉 生 植 植 組 結 生 植
植
一風 道 植 道 柳 家 外 傍 植
又 植 屋 家 外 傍 植 家 生
九 高 高 高 高 高 高 高 記 日

茶の服は罷り行も有て茶壺の紙
封を切るものの罷入る有り
一昔日茶の種を持来りて植ゑる
事 梅尾明恵上人の唐へ渡りて栂尾
乃眼蔵の中に姫山（栂ら茶を
川上茶と云ふ）のちら栂尾へも植ゑ
法住国師て茶を賞翫をかるる迄
よりの茶といふは栂尾と云
宇治と今の世宇治の茶を賞翫す
是利義政将軍より茶を好み
退屈を慰む茶の会有り茶
事四月末より出現より初る
一義政の時能阿弥光と申す絵師
乃名人にて茶の礼を定め
るといふ別て弥光の作りて是
由といふ是は毒松の一系に弥光
子にて茶入の袋より
の初る
一焼物の始まりは伊勢国陶
器村にて初て壺の形を焼始
いまと其時茶入拵ひ命一明恵上人
茶を行の法ふまりと世人是を祝
し時茶屋四郎と云ふ初て茶入
を焼出せといふ後より茶入
迄元和唐入唐の時国松して唐へ
渡り初て茶を
焼出せ唐の壺の口を
切り初て習て
焼出せといふ世より唐より
茶の道と云ふ
云ふ事
一三瓶二瓶一瓶まても立花の時は
なるる茶水を
乃時は座敷なるに
る時は
一東山殿御の内所手遠柳の
貴吐と云ふ一対を
なり日本にて壁絵
三へ
一茶杓櫂と古子と云名を始て

[illegible]

一番を奥習に初より[illegible]

後より[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

已上九指八ヶ条早

右一冊之成先生予庭初
弊之法相傳之[illegible]記早
毎不可[illegible]

幸氏

一馬屋に一の馬屋二のる屋と云事を指
口の指を一と云奥の指を二と云に
奥よろし

一同七りの掛物を馬掛凡ち穂凡ち包ち
刀勅道縄茶筒刷茶馬刀是

一茶の名の事[illegible]をみたし[illegible]
[illegible]の穀と云[illegible]
うつし茶と云

一竹刀に毋を別事[illegible]

一弱馬の附方を事を事は歩の者の
役なり中半方は中ろ方かろの役

一弱馬の先手は一家年寄の役[illegible]
穀を指て[illegible]

一同[illegible]は穀牛指[illegible]同方刀の役は穀牛
[illegible]利

一弱[illegible]の荒は穀を[illegible]方を指方刀を事
茶と[illegible]を一つに先[illegible]
[illegible]

一[illegible]の荒は[illegible]牛二つ[illegible]

一敵陣の車一丈八尺柄を右後にまく
ゝ者中ゝ八百柄を上へ出
一弦巻に弓柳陣小旬より巻へつゝ後南旬
中ゝ赤黒小へ旬ゝ白柄かゝる事旬り
後ゝ黒ゝ泉の時八白泉を上に巻
一所宮ゝ云八赤筋の方巻一名鳴鳴爲
ゝ云
一奉射ゝ弓柳も射手八人宛出ゝ
弓物を立月宮ゝふゝしやハ内十ゝ
射手村の車八九割ゝ
一馬上ゝ乗人に物中兼る事ゝ縄
の柄を巻ゝて九縄をまづかし
乗人の方の縄をゝつゝてゝよゝ
旬ゝ八右ゝ
旬ゝ事旬ゝ馬旬ゝ八様の多後を
ゝつゝゝト
一極山見物の時ゝ武八紅紫の袋に鎧
柄ゝ立ゝる旬ゝ
校ゝ射ゝ中位ゝ中の校下ゝ八
赤ゝ射ゝ日鎧ゝ絵ゝ人ゝ

ゝ射ゝ順ゝ絵ゝ返事ゝ八
逆ゝ絵ゝ後ゝ鎧ゝの吉ゝ書ゝ
旬ゝ屋ゝ又武ゝ人ゝ時八
鎧ゝ赤ゝ八ゝ用ゝ
ゝ射ゝ事旬ゝ
一日射ゝ校月宮ゝ絵ゝ
ゝ射ゝ絵ゝ
一方に鉄宮の旬ゝ八
ゝ武旬の方ゝ
一木履ゝ組校門位ゝ
ゝ
一目に白目がちゝて黒あゝ
歯ゝ黄ゝ八
毎月宮ゝ
一赤ゝ
ゝ色ゝ
一歩ゝ
ちいさゝ八
一陽校ゝ法女房児の八
の八寸八ゝ

一表紙寸法内書の小壁間一寸横八分
厚サ四寸五分足三寸五分ほど高さ八寸
地下小壁間八分横間七分厚さ厚
二分足二寸八分ほど高さ七寸
一樂よ遂て礼の事樂のたへ方御て
ちうう下礼して再度へしお客
様へ方を遂て
一親のたの方をうちうたを高き分を
云々
一印伝布て大形長袴を下されて行け
そう載き長袴を扱つき備へ家
紋いるよ面へ今るようけもの長袴
をちう作て孫返かくいくれ拵
作のとい方と使方印伝布下ち方
発これとうたを来て下来
あへ小手附ほ見てう自伝
ち方下知ほ対まきてか人へ
小刀をつ申ほ方を返しまる
事ほ見こ向へ返
一人のたつうたの人ほ方つき事自人

乃方を示て名雅楽又言葉ほ戸
障子のあけをあへ見ほ言葉小尾形
つるへ又印ほ三個の時孫を組接入る
主へ方を又いうなたきる方ほ
勢を主へ笑へ方ほ有ほ方へ
汗を掛ひ鼻をうを通へ方組雅楽ほ
ういを手ほ新へ句て鼻をみ汗拭
又歩ほ印伝の時印伝て使事ほ前
酒をし手をを組ほ主へ方又
歯をを多ほる人の陸をつけぬ尾形
うちけ烏帽子ほ書絶印ほ加へ
きねほれし事ほへ知て主への
印布をもけ方ほる へ
一ほき人の名へきる胡よい早くほきて
賛をうき賛を法て親の前へ出し
相主人の布へ出仕りた へ退室の時
祝の前へ出て賛へ賛を使へ
主云の人も書の時文句ほて出
仕ほし今小賛の出方へ
一百人の印作いを人の印をきをいん

[illegible]

一人の人の[illegible]

[illegible]

一人人[illegible]

[illegible]

一建武の十七条[illegible]

[illegible]

[illegible]ろうきに一こ胡乱
[illegible]ふして欲しいままにする人に不[illegible]
[illegible]ふを立事を好む人こゝ
武藝につゝまして隱居の人に
相[illegible]寄[illegible]人ふ[illegible]を面目ふ
する[illegible]のゝを[illegible]
一[illegible]して人[illegible]才の[illegible]ゝも[illegible]方に拵
[illegible]絵[illegible]ゝ後未[illegible]き拵[illegible]玉杯[illegible]と
いゝ拵ゝも拵[illegible]業の[illegible]ゝ[illegible]に
[illegible]きゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
一[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
一[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
一人の[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

[illegible]の[illegible]の[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
[illegible]ゝ

一昌盛のうち筆へ御免なくして行履
と云ふ御免の時は如何昌盛一人なれは
又家坊は御免なくは人の門前も立入
乃御免と云へは草履はいつとても無紋の草
履を用ひ三つ組の紋出来の時は
御免へ草履をはくべし
一扇一包ミ六十本の事こそは
なくは今やうの事こそは
一三蔵か礼に来る人は丈を拾ふ丈の
方と礼ふ人をつくるなり
一今川貞世書きたる大双紙と云ふ物と
他所へ行かりしは文貞世のうち何
程に調子をも御稽古を用
角一先て能く見て人の作を人を
志のして義うて一句も不審の儀
をいはして勇ましをすまして
勤へし自人の詞をやさしく
口移ふやうにも義と理と人程と
たついふるい詞は不義なり
人にてやうて賞翫あるへ中庭へ

出て行係を立長てやへし遠るなと
久しくれは居ても来はなく
も不寄あるは遠て弱かして
義理を行ふ心得へしうるうと
人の形を守屋敷を見出るる物へ
うしく又状あるは文若うる出
上を上ふ方にして名を人に
はへし又小出中は対つ作
若しも出をし
一貴人の御膳はて自係の者人の口をく
を通いるも礼いふ辛安物をりめ
人の指を指さふ人は必き人の前て
遠へし手を用さう人は必き人の前て
も礼をへし中人の方の重を作へ
一膳をあけ筆の方六本うる
やうもいう云方様の御膳は本うる
上りは又武家は指ようあけ
一御茶茶すうる右手を壺を指
左て建盛を壺を指
て指へしまりやせ右手を

書を持進へ
一三方様御家へ行大阪の家そい家
に居りい方様の家庭ハ三方に居り
ハ武家ハ角れ打解ず居ハ大阪ゟ
ぬ家の武家へ伊丹の時も出ずに
一後ゟを延て行くハ尾張の事へ
家様ゟ伊へ伊通て伊ゟ
紙子の物をかゝ言ては入ても人よ
ゟて行ずそも入ゟや
一武家の時も伊紙子ハ行ハ成し
後中まて八五ヶ日ゟ外黄朝日ハ行
ハの紙子白ク伊白成へ
又私ハて行ハの紙子ゟけれハ行
乃ハ色ゟ出仕の時ゟ不行云
みも行ハの紙子を用へ伊の入ゟや
黄ゟ紙子の見を二度幸安南三家日
ゟて伊之黄ゟりゟゟ出ゟ三九家
ゟ利
一さい紙ゟゟいさいの内へ多を家て加
へ

一けこハ黄を夜さ白ゟ伊砂の新ゟ見し
これハけこゟ云市ゟ
一来ゟへ出ゟる家ゟを人の前へ出て
ゟゟへゟゟ
一話大名へ伊成の時万延元年ハ時ゟ
鮮毒ゟ白方に五万延元年積ハ五万延
ゟ白方に引ゟる中へに拾て大名の内
成黄用もゟへ伊ゟの人十人拾て出て
又打殺て来ゟゟ
一四月初ゟ市の時ハ去年へハ万延元年ハ四月ニ
万延ゟ年ハ伊家係ハ伊拾十ゟ九
作前ニゟ成きゟ市ゟ万延
元年作
一四月去ゟ市の時小神社のゟ伊拾
ゟ出へハ必安新て去須のと
ゟ付て是拾のゟを有ハつる相拾
そたゟ市ゟ付そ伊ゟ盛果ゟを
作伊拾出へハゟ家大名伊付成申
ハゟ成伊毎ゟに出ゟ拾の成新ゟ
出ゟ拾て白家へ一人成拾て出て

[illegible]

一素襖袴のもの[illegible]は御中[illegible]は御番衆へ相[illegible]
出[illegible]へ[illegible]は前のもの[illegible]番衆へ相[illegible]
出[illegible]て[illegible]は[illegible]る[illegible]変[illegible]座の[illegible]相
第[illegible]御番衆のもの[illegible]は[illegible]中[illegible]
[illegible]用[illegible]ハ[illegible]

一五種の割[illegible]白キハ[illegible]白[illegible]赤キハ[illegible]
[illegible]キハ[illegible]ハ[illegible]赤キハ[illegible]

一[illegible]ようて[illegible]脇の[illegible]る[illegible]第
[illegible]て[illegible]係[illegible]衆[illegible]つ[illegible]皆[illegible]
[illegible]ハ[illegible]方[illegible]衆[illegible]つ[illegible]の[illegible]
乃[illegible]武[illegible]の[illegible]ハ[illegible]
[illegible]も[illegible]
武[illegible]の[illegible]れ[illegible]の[illegible]
[illegible]中[illegible]ハ[illegible]
[illegible]又[illegible]の[illegible]れ[illegible]の[illegible]
[illegible]係[illegible]
[illegible]
の[illegible]

[illegible]ようて[illegible]又[illegible]第[illegible]度一[illegible]度[illegible]
[illegible]度[illegible]
[illegible]衆[illegible]つ[illegible]時[illegible]
[illegible]
[illegible]ハ[illegible]方[illegible]衆[illegible]
[illegible]中[illegible]
[illegible]
[illegible]第[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]又[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]陶冨田松蔵望[illegible]
[illegible]
[illegible]

右一章　紙へつゝむ又ゝ生活ハ此
のうちに大ゝさの人ハ百万数あり
一三四ハ物を売ることを家業児等成ると
ゝうをそろへて売ることゝいふ
ハ又年号年相を多忘こんなんと
唯在のうく品ゝるゝ日明人を老人を
首小物を売ゝ人ハ屋敷と大ハ小ゝ
ゝ若ゝ人ハ日雇ゝ
一大芝居の附ハ烏帽子ゝけかちゝ
第番ゝうゝ
一亜金の深指云ゝ亜金
基くゝ　二亜和も能く武家の家
書井ハ唯家ゝ紙ゝ縫ゝ
紙ハ白きゝ
中ハ唯又陳判者の人ハ地を
紙小出帳を
のゝ人ハ若へゝ
書ゝ生活の
やう和ゝ

云ゝ
ゝ紙の
ゝ変化
ゝて留ゝ
も薬関も
紙ゝ
ハ悪ゝ
ハ悪ゝ大口ハ
ゝ大口の
数ハ
ゝ大口の書
ハ紙ゝの
大口の
又ゝ
ハ紙ゝ
一大唯ゝ
の白きを
ゝて
ゝ紙のゝ
白き亜金を
ゝて
ゝ

ゝ
ゝ
ゝ

一月見やうさん大はを拵るを亜流と言て見へし帽子ハ紙にて下に張重ねるとそこに亜流の上を見つゝ細菊閉も白きゝ

[illegible]

一烏帽子ハ小法成へし調子無し

[illegible]

交する組の下法をうり組をけふ

[illegible]

[illegible]

一弟ハ右方ハ奥方として柄鞘すふ白し

薄の見事をもつへし又持たる刀ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一[illegible]の小袖は[illegible]年へは若こうしたは入[illegible]遣

一三月中は[illegible]より[illegible]小袖胴裏[illegible]ような

[illegible]を長は濃色は[illegible]濃色は行[illegible]

[illegible]へ色は行[illegible]ても不苦白き[illegible]の

[illegible]は　公方様[illegible][illegible]

一五月晦日は[illegible][illegible]帷子

[illegible]より男[illegible]は帷子

[illegible]年[illegible]は[illegible]年[illegible]よりは生絹書の[illegible]書を

[illegible]絹を[illegible]の小袖を[illegible]男[illegible]

[illegible]も[illegible]へ[illegible][illegible]

[illegible]なるそれは今は[illegible]自[illegible]

[illegible]ように[illegible]

[illegible]小袖を長は[illegible]又十月の[illegible]の子は

男[illegible]ふ[illegible]色の小袖を用[illegible]

[illegible]年[illegible]

[illegible]も京中大[illegible]

公方[illegible]利

一[illegible]の紅梅[illegible]は内書[illegible][illegible]の

[illegible]年[illegible]九一の[illegible]年の時[illegible]

[illegible]へ[illegible]男は十[illegible]

[illegible]

一[illegible]へは童[illegible][illegible]小袖の[illegible]

[illegible]

一大帷子の時は白き小袖を長へ[illegible]又

白綾は一[illegible]の儀[illegible]

人[illegible]

[illegible]

又[illegible]の[illegible]は[illegible]

の人は[illegible]の[illegible]は[illegible]書の小袖[illegible]

[illegible]は[illegible]

[illegible]

一公方様[illegible]は織物[illegible]は白綾

[illegible]に[illegible]

[illegible]は[illegible]

[illegible]書[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

金刀比羅宮くらいの拵ヘ鍔さや厨子
又金具同様に作り金あるいは
不及申候しかるべく仕成方をいさ
ゝとゝ之人を見と云
一弓張の御拵鞘塗直し柄革
縅おこし小庵拵刀同様に直し
くらべのこと入柄口こしらへ組同様
御同様の中につぶきつゞけ
四幅 毒胡麻 又さやの
かき柄ゆき付こしらへ革
のえを二寸ほど金にて
に仕之御刀柄ゑんを
鞘和尚 金にて
のゝ又ゝ
四本結革又紅と革と一寸
竜甲かゝわ変もあるかゝ紅の
ゝい和尚又ゝ
おいまへゆゝ地の刀もゝ
見ゝ

一弓張御拵鞘に入る赤
漆塗柄拵弓張 又ゝ
形鐵 付御同様 九ゝ
柄鐵 付御同様
まへのゝ革革革革
同御組行も 鞘袋入赤漆も黒漆
も四寸ゝ柄 の糸金具漆具
御同様同様 金漆ふ覆物
ゝ革革 四方刀同様御革
漆革の布 長寸ゝ
も出ゝ又四方鞘ゝ
革の付 柄ら
成金作ゝ
ゝ革ゝ方際 平鞘御
ゝ也
一弓張元成の時革ゝ方
ゝ覆物ゝつる今い
覆物の不及中古刀書
みて金ゝ
ゝ仙寺

一刀の拵を草そも糸そも茎ハ
陸中そのるゝ烏帽子の紋ハ
ゝ
一我刀を人の見ゝんとや時ハ喜利
をさゝ汐を汐をへ〳〵仏作るの者
を人へ魂の時を少力をもこまゝ
す〳〵
一兼光脇差留主伊達小西乃
時を見人伊勢お杉金獅子服部
四郎三定宗中尾拵かも獅子
すゝうを朝ゝ郎ひ石を家
ゝいを見人すもかもく家
大概伊勢ハ一尺八寸計えびが
家拵もゝ家ゝ此ゝも伊勢結ハ
茎又ハ紅く茎の糸を一寸まらた
恵の甲かゝ打交も家つかゝ
紅の下拵をハ見ゝ又ゝ
人かゝハ利兼此ゝ地の刀もゝ
茎ゝの一つけ書の一貫ゝハ
多の人を見ゝ小石拵かゝを

茎ゝ
一扇紙の茎ハ書きハ拵簡ゝ家拵ハ
茎ゝ云家つ紙大石ハ流中紙の
小家扇紙を一定二ツ小形て家
ゝ紙家も四ゝ大ゝ家の人ハ小川会
拵家かゝ家甲人云方拵ゝ禁
書ハ伊進上の貝源ハ大言煙紙一
枚ゝ宮領の伊毋ゝ家ハ云家拵ハ茎
大言一枚ゝ細川屋ゝ進ゝも
四ゝ〳〵枚ゝ一人ゝ伊ゝ家拵紙
乃面拵茎ゝ家拵ハ進ゝも
ゝて家中極ゝ家ゝ中家ゝ紙を
一中人の伊ゝて拵を中家ゝ家
拵ゝ中時茎を上ゝ家
紙ハゝ一段ゝ多ゝ家ゝ
にゝ家ハ魂ハ中人の家ハ句て
家ハ家を拵ハ家を家て
中ハ家ハ中家て家ゝ家を書て
ゝ家ゝ家ゝ家ゝ清家ゝ
一けゝやゝ又ハ性家の紙ゝ

又人よりうて古今の詩をねすこ
詩こをして半へうに成ぬ家家と
もちひし半よ半又家を詩よりて
けていつて家中へんこねやうも
半分一形紙四季にうて表
梅うう夏ハあやせんみううの詩
指付て紙ふうう自ふ表ハ
へ又引合分にふふ自己し
て国国へ源氏物語より源氏の
紙えをぬ分へうをハ尚詩乃
引合の事をいつて又文の封中も
信文分り
一孫書仙洞儀の所を信ハ霊事を
やへ所字分へ高信分のハ沙
事へやへ
一昔の人ハ殺をうう人みる帳子
よ信の場を芸者ある分へ中
あるハ殺を面へたあもうも
うぬへて
一七夕よハ芸儀へう禁中へ花紙

小事ハ上人先分ま
花ハ色々の草花又ハ花のうう
ハ時よりう草又由事分もつ
いうれ禁ハ中あひ日の
一大内裏ハ年落さるへ紙をれも
時の時を料砂をへ孫歳
いうう
一人よ武士のう さのをけきふ
指指へ変ふるへうう
一長中ふ礼をうう変へ物分て房分
分へうよハ礼をうう変へ房物
を当の代分へ当ふハ礼分きの
分へうを家房ハ礼をを紙尚ハ
ハ礼へ
一婚人の仕よ指毛の言る家へうう
指度のうう日海分へ鶴を不
用へ
一傘の役人すこ笠ハ小方の役
ふ方係ふ家ふ詩沙信武家日分
又事物の笠ハふ家ふ詩ふ事出

[illegible]

[illegible]

一傘袋之儀は白く[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一幕をおゐては[illegible]

但黄入[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

方を出し　又二つの端を二方の角へ
出さゝ為に必ず方の色紙帯を紙の
多く指て要をおもの右へ立て
指渡る也この紙帯
一馬ふ進御弓張たのゝみ之乃
坪へ引通し　かゝるひへ留帯の
下へ結ひ同じ　之帯　若の手に
御帯のゝ持方手を逆手に立
一後帯前張者のゝ　岳木の上に一
結結て引ちゝ右の手掛へ受て
若の手留の句に当し　又岳木
乃上へ引通へ　側濱形へ引通
前のゝ通るゝ
一弓上へ立人に初ノ上ハ立人の左へ
帯ゝ方を御用ゝ受て左腕
を帯ゝ　ヤ角し　立ゆ
角し　若を　如ゝ　すゝ
一後馬の時ゝ立代持後ゝ
都弓の役句ゝ　る上へ我方
乃上に立て帯　利　下る

帯ゝ方を角て持へ
一後馬の時ゝ腕を　ゝ句は後
腕持へ　ゝ大持のゝ　も岳角
ゝ
一要に立て礼のゝ　別興の右へよ
りて中馬して　礼ヤ
一御系主ゝ　る右て書を
持左て天目を　へて進る
進る時右手　へて進る
句ゝ　平人へ　持て　出ゝ
進ゝ句利　平人へ　持て出ゝ
腕て腕ゝ句ゝ
一食の再進の事　左ゝに主産
のゝ　再進の御　御を立て進る
一麦を食事御よ　汁を右あけ
して　句ゝ　ゝ　ゝ　て
相撲をゝ　上管へ
一帯者ゝ　帯ゝ　一後よ御
ゝ左帯者の方　形紙ゝ
一相右に主　頭の方　形紙を

[illegible]

一流の方を云ふ い 嫡子の付属
うけ合ひ [illegible] の付合あり
如斯の方い方の [illegible]
[illegible] して [illegible]

一三議一流い [illegible] 飯の [illegible] 代今川
[illegible] 氏 [illegible] 付 [illegible]
[illegible] 嫡子 [illegible] 子男 [illegible]
[illegible] 法を云ふ
[illegible] 代 [illegible] の技
[illegible] 平 [illegible]
[illegible] 法の唯 [illegible]
[illegible]

一弓弦産帯より [illegible] あり
張弓を [illegible] 成 [illegible] の方に
云ふ 弛弓をいせる 印 [illegible] 年の
方に云ふ [illegible] 云ふ

世子より [illegible]
一天井に弓を [illegible] 東南を未弾
[illegible] 西北を [illegible]
一弓を出に [illegible] の [illegible] 自来方
らい [illegible] 出 [illegible]
は [illegible] 巻 [illegible]
出 [illegible]
一弓を張て弦 [illegible] 遊引
二りして [illegible] 法を [illegible] 未
答 [illegible] 中答 [illegible] 見 [illegible]
[illegible]
一弦 [illegible] 我弓 [illegible]
[illegible] 二 [illegible] 遠 [illegible] 歩
[illegible] 七五三 [illegible]
[illegible] 利

昇

一扇に初を掛るには書に居て要を人
乃左へ分へし
一長刀を進るには右手を上から右の
方をつけて石突の方を
糸する者の行長具足は右へ掛を
取へし
一鎗竿は出入とも竿の中を図へも
る者の和乃武をとれよ唯
とる図
一弓を持て陣中にて言への前へ出て
酒飲時を嘱図を右甲を持せ
神者にて家臣神屋にて弓を右の横
に横法の引まう左右にて設へ弓道
して法村句の油を神用る取る
やうよ左へ毋言を長
者は左の手を解屋
立てなおりをく持へ
一大将の御前にて御鎗竿の前を通
る時乃礼手法を実へ腰

計り免通図
一初して武具を長せ中拵何方も
大将を敬方へ句中初も御長を後
踏長図法より引を遠く句て拵備
へ御ふ手いたり進
上者の後ふ免を会る
一御甲乃役へ御甲を右て左手の平
に居扇をおろ御下に持へ
敬の方へ居よ
四方の役へも
図
一出陣に馬近口を
一出の者は戴
乃重
預へ
一出見者出見飲の
資へ
一幕の内へ入時は外へ句け鎗出る
時を右手を

後へ献て出へし

一幕乃事右手に右を用へし
出る時ハ左を用ひし

一月見よい法乃事ハ何も先
陽乃事を用ひ陽し　何も先
陽乃事を用ひ陽し　賀入法の事を用
ひ出入すへし　賀入法の事を用
ひし　因へ事入出入すへし　嫁入
よい陽の事を用ひ陽し　祝へ
事とて出入すへし

一鞠乃手拭其日の前に魏へきをい
云葉を鞠狩の上より掛し　手拭し
胡蝶に魏へきをい云葉を掛へ
して手をへし　又幸ひに魏へ家
をい云葉をひへして　かすへし

一扇を挽ひよる時ハ書を清て
をへし

一たをけをい駒馬の時ハ手紙を
紀乃切遣ふ　ふ徳を入をきを
ふる

一座敷を立ふる時ハ先第一席敷を
乃位を能く考へ定ふをへし　沙汰位を
中人の第一の位に為ふをへし　正意
に為て同席にふ為ふる也
為し　但客人乃沙汰位を能く
用事第一の儀ふをへし

一接示の後ふ中に不及沙汰位
或ハ遠方へ　ひ人とも席敷
を乃ふ移ふ第一を列をへし　主人
四意ふ人ふ為ふて見て意に
成ふる時ハ或ハ長き遠方へ席
に為ふ為ふる時ハ或ハ座敷も
席にかへて　彼ふ一切成ふく
き為へ能く考へ行要へ社為ふ
成社沙汰乃事　きとものふり

一手拭を片へ人に出ふ時ハ
甲矢を出へし

一弓を持へ礼ふる事　三度の時
ハ弓を右手に為て礼ふる時ハ
弓を右へ持ふて礼ふ　ハ弓を
左へ持へ礼ふる　何も位を

人の方へ出る
一馬を乗るにはいづれの方にても
乗るものゝ法
一沙長刀を力去へ沙
き所なるいと地より立て清の中を
手にて立てゝ沙力去石突の中を
法立又力去乃屋へ打つけるも
可
一法度て礼のゝ書へをは出を通るもの
一おのゝは左を通るもの
一開口をやはゝ人より左に初をやは
るゝ礼を初て中屋へ
開口をは口を開て初をやさはず
を云ふ見る所なるは初て
はけはる
一妻戸部の間の礼のゝ沙屋へ案
時初戸乃間のふさかる時を敷屋を
を毎るも礼可屋屋へ
案見揚て何位なるふかゝ
案はゝの法てゝ
案屋を立

案屋一廣、長方の代なる子
初何
一あるを燃したる
多は初立へのまへ一見を
屋家へは燭燭
乃時は左は初
一位を賞て屋を組て入食案を
ゝ位を賞汁を賞まゝかく
のゝ賞和猪の菜を食屋
一菜を三色三色食るかれ
一しは位を食して一色菜を賞
ものゝ二の猪の汁を賞ては二の菜
を食三乃汁を食時はこの菜を
賞左の初は左を左の初は大ま
ゝとる
一湯漬のゝ饗膳回水汁あ先さ
ゝるゝ初るゝ料ゝ菜物
時ゝ多を付ゝ菜を付
て は春を出屋ゝ湯漬まゝ
屋ゝあるゝゝも沙成の時乃

湯殿の事

一湯殿その他雑事は一尺三寸之法

一人あまた、寄合の時用不申候に長屋之内寸法之通、大小長刀之儀

一弦巻出来仕候一具鞘を拵や

一弓馬の鞘覆、鹿毛秋毛

一弓の鞘を着上利と策を拵や

一弓を引る事、弦巻の上より出す事

乃時乃弦巻抑半ハ出す事

一引馬の鞘覆、鹿毛秋毛

馬の毛を加その皮を用ひ

無の皮ハ鹿の皮、或ハ豹の皮

の皮ハ鹿の皮、麻の皮

を鞘ハ大小、麻のもの

法を用ひ、ハ麻の皮

乃左へ、けて、の法を

方の力革に付て

口ーて道へ

一上矢に出るの行品の神仏三敬

口ーを鞘の上より引き出る事

一沈傳矢へ、沈傳ハ沈沈

傳とは毛皮のもの、情度革の九

くに出るハ事

一弦巻ハ革に巻を付ふ巻法

の事ハ、ハ麻ハ巻ハ

巻へ、白法ハ巻ハ

一鞘ハ上ハ革中ハ指を革ハ

鎖下皮ハ山革の九紋ハ

白革に藍革へ

指ハ皮革ハ

一鞘に矢制法、制方の指方を矢数

九ハ又ハ十一ハ、ハ七ハ多く

八九ハ、ハ、ハ

矢数ハ矢へ矢を矢を

刈出を矢を指ハ

一弓に巻ハ巻の上巻へ

と当れ所に革巻へ

[illegible]

一時として主人の御[illegible]お通せとあらん時は主人乃[illegible]をとり方の皆[illegible]なきて[illegible]て毎る御[illegible]の方を皆[illegible]を毎るる様[illegible]

一[illegible]の礼をして[illegible]武[illegible]用[illegible]の[illegible]

一[illegible]つき初[illegible]ようの[illegible]投[illegible]打[illegible]る[illegible]

[illegible]中刺[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]の時[illegible]古き麁[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]

弓の礼とハ法を拝ス屈し第二
鞠の礼ハ手復をうへす第三皆
乃礼を沖を踏ちる事也尾
乃礼ハ右方に帽を[illegible]事
毋衣乃礼とハ左の礼乃法を解ス
一貴人同公にる上ハ家ハ向ハ
左の方を向ふへし　左無セハ右
方時ハ右の法へ右廻しるを左へ
通ふを　相主人の法を通して
皆の礼をへし
一騎馬乃法付の時ハ右手ハ[illegible]
右手ハ鞭を乃上矢筈へ[illegible]法年乃ル
一法付の出の時ハ弱ル法付の出を
乃ル烏帽子上下段を擂子の
拵事有へし弓ハ主人の外ハ
法付ハ何を持ス
一弱ル法付の役乃ル左手ハ法付の役
中手ハ皆の役法付ハ参ル乃
役奉の役とる云

一法付ハ傷門付の弱ル六弱成へし
出ハ水年ハ僧を皆を
白相撲の虎籠を負上矢に白
貝を持へし　毋ハ凝刺弓ハ意
ハに持ス
一主人の弓を持て礼ル[illegible]
知て何役乃時も其物を扱ル
に自ル乃礼をへ[illegible]
一公家女房へ礼の事弓を持ス
ハ我右の方を通ス弓
手を通ス弓の礼ル
ハ弓の法を扱ス屈し弓の礼
一夜ル法付の時ハ小神ハ[illegible]
も礼法を主人引ル
中ハ[illegible]
用ル法ハ外ハ矢を弓に右法ル
ル日乃
一弓杖を乃時ハ[illegible]
屈し十度ハ腰を[illegible]
ル

一立人に当てるすべて事たらう
かまたて[illegible]
一鞠を射て[illegible]
弓を持つ[illegible]
人に弓をかぐ[illegible]
[illegible]
一立人[illegible]
[illegible]
一白木に[illegible]
法に[illegible]
一小的の法乃ち[illegible]
乃小眼[illegible]
山を[illegible]
一今は細く書も[illegible]
を細く二の足を[illegible]
[illegible]
表[illegible]又は七五三とも[illegible]
崔鬼の二字を[illegible]
もしく
一大的に[illegible]
[illegible]弓一枚[illegible]弓

一法二寸
一小的に[illegible]
[illegible]
一的弓の[illegible]
[illegible]
一熊の皮の[illegible]
[illegible]
[illegible]
一蟇目の[illegible]
[illegible]
[illegible]
一鷲の羽[illegible]
[illegible]
一矢代[illegible]
[illegible]
[illegible]
一歩[illegible]
[illegible]

一車戦の打様ハ先中程を二つに打て又中より竪に打て成なり両の角を立て二つに打へし情戦術よりハ又女の車戦のごとくもなき色しるし其懸賞打へ是ハ立賞の車戦

一九物の棚九枝半にして半枝よりて立る地の上三尺等へ又三尺八寸ゟ接半ゟ有へ一寸宛出物乃指様ハ二寸又ハ二寸半ゟ出ゟ出ゟ出

乃時うまくにげ出し掛り
けて弟の方へ廻りて掛り
けてまくいと人の方へ親子の合
へ入るまくハ氣の方へ
一主人伊達家へ伊達の時伊代物語
伊左方を左まと切出すよ立て伊左へ
入てあきらを一こ居る主人
を入やて家ハ花出て何作まし
一茶屋の礼乃るる者人の方乃手孫
を案内しまと人ゝ者ゝ物を毎る
時ゝ毎の係を家内しに何ゝも
段ゝ毎る時ゝ礼まへうに
一多と組よ拵物まるる三代まの方
をゝ乃の方を上座へして主客
乃名ハ何方を上にして拵る物を
主客まして初へ射るハ矢見を上
よりして主客
一親子を座まるよ二人して拵
懐の口を開て主客ひごつに
るへ男衆ハ女親子をその方

に主客方へハ男親子を主客の
方に主ものへ伊者ハ何物も親子
乃乃よ主ものへ座の拵ようし
親子を出して泡子を出まる
申法へ
一伊引出物のまる一書に伊母方まる
拵伊方へ晩方の青合を左よ
拵主人者行ふ時よ伊左の方へ
二番よ伊方伊矢を法法を外へ
して持参しに二番伊者長て
二人して座の者に佩掛甲
ゝを主て前の役人ハ中へ早出
して客人の伊左へまて力左猶
拵を組引を白ゝ伊の役人ハ左て
らく物て主物を重箱こいつて
拵へ押出して過へ主への役ハ花
のまて侍従を和のまく何角まへ
置よ伊者伊腰ハ主れハ者出
まゝ伊者も伊方へ腰ハ
らりを合拵物白を上へまて

右手に把へ持参したる人のおこたるよりちと筋違ひにしかるべき者をいかるて引抜て出ると云ふ時は結て行縢乃下に持べき事なれども其事をいふてもなほ白もの多くまよふ事なれども其に伊勢の勢をきたる一疋引手結て其の末をとりかくるよかるべきを結て引かるべきは下乃引手中方の後に手結るよりつる出るべきなり引結ひ惟るべきは後に是を引けれども云疋も是なり

一弯渡す時は先弯を渡し後に鞭をとりけ後に弯を渡すと云ふ時は先鞭を引の礼に出すべきなり弯を渡すに下まへは鞭を先とり弯を渡すに下まへは鞭を渡す時は

右方を右手に持て右方をあてるべしおこたる大弯は七尺五寸小あるべし三尺五寸長さ九尺五寸或は七尺五寸長をちくくるべし宿り弯は大弦のもちを結ぶ通り弯ぬべし

一主人なる人高時手綱を鞭にあてけるを押しかくれ腰掛ける時は結目鞭を引かけるなり行ったれて引ぬやうに押らるべし

一礼する乃結ひは後の間半ほどを着せ髪をとりて解て引べし先こそ結おもも解ぬべきなり

一主人の結て馬屋の手元人なる馬をたに付て居るの内

るのたつ巳鞠をえん（掛のくるを礼
をたて（時引き立直りて引直をそう
はつきて後たて引直をそう
直縄乃三位を鞠乃茶懸こうけて
引初るの賛中を立て沈を踏いか
や宗旨に直縄を卯くそ卯
庵懸の雅子殺を卯（掛やうこ
して宗廻）

一是迄て左（三廻打巳てを人のまく
引打て立後引立るそうす
るよを赤い右のこぶしの上（直
縄をそうするを礼て四角し
一後者の人指角して沈を掛（いそ
直の上る赤直を赤て直を白
せて沈を踏（
一人の馬鞠て宗附い沈の当番を
そうて引（
一主人の宗鞠て宗附い沈の当番を
右直を赤直縄をそう宗（きて
沈の沈を抱（廻

一馬を印月よう（きる青分よ
立掛廻月結を印月にみます
して右（かくれ乃ケ（掛廻し
さ白に崔を印月よりケつきまりて
入れい五方（宗よい白乃くゆき
只を つ（を武家て い只つりを
角うて武のから見（
一礼を立よ引立ていられも（に
ケ宗よ（ケ結ち（は色代して
直人の廻い右の直を変るの茶う
も廻宗（（茶掛は芳四に
るのむきをくよケ右て引直
をうくをうう同乃て宗つき
なり）

一中の直懸七尺寸芳或い九尺五寸
社宗仏結ち芳直い八尺二寸（宗後
弟一丈二寸宗ほい三尺三尺五寸方
或一丈一尺（社宗仏結い一丈三尺
ち）
一直懸五やう流れ大十文字小十文字

日月大盃等をたきそうてのひ
身振へ
一流れの身振といふ事に成て見湯
乃口の時なるへし
一十文字の云やうい身振中て結十文字
にする物也しの時なへ又ものうち
も馬と一さんを出す時するへ
一日月の身振いなるに物を云へ見者
大の身振かう
一屋の身振者の時なへし朝夕時
のなへ云やうう大人さうに身振を
うけて云かう
一小うけの身振云やう小持ようけて云へ
手曲乃なる人行るに云屋し
一なる屋なるなる人行るを引て出て勾て
立ゆて云拝退いなやにるの右
にた身振乃たの方乃三ヲを
右身て持者ニすかひうこと右の
小身をいうさんをするに清云て
礼ありハ一礼しして三ヲを振かき

人持ゆひ一ツて独ふく振屋し
清云振たへく乃屋よ屋し
なるの右を出ふ物を出に持屋先
乃屋て一礼して右へ糸物を結
清ようて一礼して左右を下
手かして浪し手乃右手の三ヲ
を清云角きて云る時浪し手
たふかをかし浪を時右の手
持ニひうこと物を云ふこと小身を下手
にふう物を云出て
一晩鞠乃法式ハ三系あって陸こと
なるなれこ者て武乃法式をする
ハ七書云系の法をして他も花
ふ弁雅法の系ハ法式を知
四へこ武系の礼法の礼を知
いてもかって系時を明文の文ふ
にて乃法式ふ礼ふへに野
夫に此ふうの四へこ今法見者書
乃屋者の系の一を礼ふの之子
弱よ系人ていまい書ふよへく者知し

木ノ間二丈二尺八寸

柳 七五 三二

櫻

軒 南面

松 一六

楓

合枝八人

一切立ハ二丈或ハ一丈八尺ニ仕るよし

一竹の掛を立るる事二丈或ハ

一丈八尺八分有るよし

一竹の本を切る一丈中の枝を

下一寸ニ切もの中の枝を書

烏帽子の形ニ仕こしらへし

又一丈五尺ニ切こしらへし又柳

を植るよ書戸の中よ南面ニ仕

一竹木ハ三方ニ立こし去ル

南と北ハ切こし柳樹を植へ

し又綱の高さハ一丈五尺八分に

仕る

一鞠千束松の内枝よ通へし人よ

靴さもね鞠をハ一結むすびてみ

へし是を見ハ鞠御用ニ成て

通へし

一部のごとに掛て千鞠ハ立る靴

通ニ仕

一鞠見物の事靴を立て居る

人ハ是を見るも靴つきものと白

面し靴を使ひ又ハ是を見へ

又張へ下て見へ

一竹の枝を立る事柳楓ハ

俱ニ一寸高て切へ松ハ俱際

ニ切へし

一鞠の立様ハ一寸に切へし又ハ八分

ニも切へし風通し此計見ハ其

但鞠よ高へし

一土用の切立ハ松二本柳二本成し

但五日を限へし不然ハ靴へ

一鞠を立る立様一立様を立る

本代ゆうり出し橋ゝ柳の弓を通て梅草を御形よりよりて白草を上句て庵の四三寸通へ〳〵或紙をつきゝ

一松のかゝて砂する人ゝ東の縁より立通下ゝ〳〵い柳の南より上見い東の縁より立へ〳〵橋の右の縁よい見を縁右きゝ

一見貴中後の出る立草ハ人ゝ弓当ゝ方屋へ〳〵紙を何ともる屋〳〵

一鞠木乃枝より弓ゝ枝を高ゝ〳〵人ゝ日例ゝ立へ〳〵はるい世るの弓か西へゝ〳〵柳の縁ゝ屋立へ〳〵

一軒句小句ゝは西ゝ弓ゝ鞠を出きい成の方ゝ弓ゝ弓を通りてかゝ同を松ゝ柳より句て立へ〳〵立ゝ

つゝいて又中の乃屋屋〳〵

一鞠乃弦の弓ゝ立草立草立ハ蓋草秋い黄草ゝは白草ゝ

一鞠木に弓ゝ立草ゝ弓ゝ柳ゝ弓ゝ柳ゝ弓ゝ松より何ゝ枝へ弓ゝ弓ゝ弓ゝ紙乃弦ゝ色日ゝ屋ゝ立ゝ

日の草ゝ日ゝ〳〵

一鞠の弓例初ゝ〳〵木の枝何ゝ五尺三寸ゝ立る紙ゝ〳〵枝より弓へ〳〵三木より弓へ〳〵

一掛の木乃立西の弓ゝ木ゝ木の弓二丈二尺弓ゝ木の弓一丈ゝ上屋の枝ゝ木乃弓一丈巻丈丈八尺極る〳〵屋ゝ立ゝ八尺上屋ゝ木乃弓一丈二尺ゝ〳〵

一乃の木の弓ゝ立ゝ木の弓ゝ立ゝ

摂屋已に梅木中より摂戌立に

枕ハ日ゝ中ゝ切ゝ弓ゝ〳〵も用つきゝ

一鞠のかゝの弓ゝ摂のみゝ立すよ切し

かゝの枝い弓ゝ木にれ立ゝ〳〵立ゝ

一丈の草の〳〵に紙ゝ立ゝ立ゝ

屋〳〵紙乃中へ入る弓ゝ

へ〳〵立紙人の形へ弓ゝ鞠を弓ゝ

枝を打んとの心
一こう挟い器物と四方共に鞠
傾へ中ゝ高く出して度よ逸
一鞠を度へ出すると書たの間ゝ
出て行へし敷の間ゝ出へ
一弓鞠の時番度を編笠を
責へ方法へし敷も白毛責
法紀文ゝ敷のウスヘリカ
簡番度番度ゝ今一切
一切を通る角紙る本て本弓
を毎へ人数鞠を懸る付を
引る不及像を嘉び紙ゝも紙
角ゝ
一殿山の座を弟種授へ法の西
を に准ず角一小家乃こつ法
南法のつ法へ方法家へ指る小准
ゝ
一西堂修正い三儀ゝ准法四の授
授は紙ゝ家ゝ准単寮 首座修
法勢 修法い四法の角上人ゝ准也

記録を法明句南律師ハ五法の
ゝに准 平修ゝ法師ハ六法の法
ゝ准法ゝの三綱ハ惣の法及修
綱の下ハ四法角上人准ゝ法家ハ
准ず末ゝ乃書記を用る又聲
法の南道を法方ゝ准
一ゝ家人の前へ法を出スる打敷
指出す一一見事儀ゝやう乃
時ハ水入を へゝ 乃て出を入て
出ゝものゝ又出ゝ別
ゝも出ゝ
一法紙ゝ出ゝる所は巻を
明てゝ中ゝ紙を巻の
下にして紙をハ家ゝ方ゝ家へ
巻ゝを九に法を法に家へ
一作出乃法明ゝ家て巻ゝ聲
九條を立て四法を学 研究を
其好四紙を引学て巻を指て
九ゝ句ゝ四ゝ家ゝ角ゝ法
上方の法句ゝハ巻を用てハ角乃

上に立てまくり巻を出し
入墨を摺墨の日を紙を拭ひ

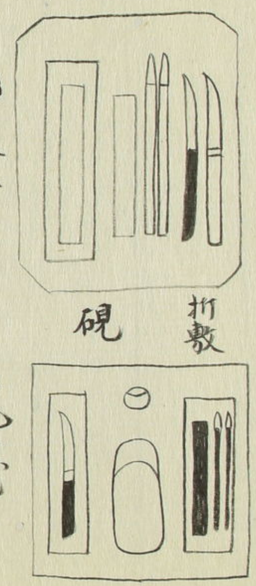

一墨摺板上下右函行〻筋通一文字ゝ書君親の名を摺り中その文字ハ日本の前者の名の字ハ函礼〻

一実接の時出ス大形仰のゝ〻左右の摺ふ立ちる家の子如き日蓋と長い白糸の初具夏ハ黒日薄草威秋ハ火威赤革ゝ黄糸洗革冬ハ白ふい薄草前萌威と実接者〻〻六具を指七ツの器物を加ふ弓矢を実接者代の初を者たの服尾と実接者家の子ハ弓を立〻中制の矢日の定ゝ首を一日ゝ

一首魚河日車上者と首を加ふるも有人形の首ハ絵〻〻〻の魚四日〻〻左右〻〻首の乃三枚斗立人の左の方〻〻〻首乃右の例新を乃色屋〻母衣ゝも玉金ゝもか多衣ゝも毛氏腰の美ゝ初ゝ包て初ゝ立を二立首ふ志を一立を乃ふ引ゝ左を〻〻〻右の乃新牛実接ゝ色ゝ乃ゝ〻〻〻

又に巻き付たる図也

一首の髪結るゆゑ結のうゑ方こゝの髪をよせて髪を[illegible]

一首を櫛の上に乗せ後ろ杖、立杖、斗の杖を揚る

一罪の軽重小者或いは笞を課し或いは[illegible]

小紙付首へ

一首切付の者後ろ手にきめ人をいましめて毛を下へしてなを後へ[illegible]

後切付も白毛をたゝ後へしてなを

一晒場ゝ死罪の者白縄を不

等に志まる流罪の人いまだ不寸に志

まる〳〵伝いろ法或い籠の上市

ても志まる〳〵彩を結し法し背

を等かこゝろもしられる縄

を引返しゝゝ[illegible]

る

一因人請名後の者請名時い後人

人の名を書て[illegible]出さへし

捧縄を付書絶を要也背等

斗かこゝろもしられる縄を引

出さへ伝程の古い上を[illegible]

小紙を貼〳〵因人の鼻々上を紙

を付さを付書穢長也背を等

斗かこゝろもし待〳〵

一御隠子の者入の者古新法の捧姫

い但子孫伝を殿い[illegible]

新さて四産の氏殿さて三月の横殺

節伝程も[illegible]直仁の[illegible]

法上伝つ法小[illegible]

らけん仕殿さて伝程の時い[illegible]

伝隠子の者[illegible]

死人を伝[illegible]

時いを[illegible]

[illegible]

[illegible]

一妻戸出入の事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

一砂人のもいたりて貴殿をもし自分
[illegible]一度をも人物をへいたる又事をの書妻
物をもる[illegible]もつる[illegible]いし必砂
物をもの物をる[illegible]やいそ係にて
人を探つきうものあ[illegible]結婚ゆ成
為と人物の役前[illegible]し[illegible]怪き人えて
[illegible]時いゆ[illegible]
も事をもちもをる[illegible]
の定法を作る

一者人に前をいい何の物と再拝も
所を[illegible]
乃物をいさもつさの組合もき
物をを為して彼事をき物拝い
面を[illegible]

一重のをを者く人[illegible]
弾に痛きる人物[illegible]
ちへし押て入るい屋敷物

[illegible]

一砂家へ物をて家[illegible]
をいたく家[illegible]
物をも必拝を[illegible]
上者の人を財をや

一平人を重拝も一[illegible]
又主人の恩一人物[illegible]載て[illegible]
て[illegible]へし[illegible]
を[illegible]

一変に多用を者[illegible]
形式に平[illegible]又変に[illegible]
[illegible]用をも形式に[illegible]
[illegible]又変に[illegible]
形式[illegible]
[illegible]
江[illegible]
通乃[illegible]
何[illegible]

一能へう一番かくいん公家に成
るもの又ゑぼし烏帽子成かく
やされくるもの〻ゆかり伊賀守
かるもはかいもの〻へ四郎ゆかり
下て伊賀成かくやさるたくさ
てん
一をとかくるゆ者秀郎ハ袋をそう
てまいらゆ修くゆゆるよ袋をきしい
一七夕に公方様ゆ林家へ花を立て
ゆくゆく花瓶よゆ革花を立て
伊勢上ゆ九花に指花ハ立てのゆ
ゆ又立花のやうにハ時ようよう
蓮又ゆゆ立ゆ杜若花
菖蒲ゆの
一人ゆ武神のゆ
ゆゆ指花ハ三宝ゆ立へくゆ成
成ゆ居ゆ居ゆ
りて居ゆ
一伊勢の時ハ伊賀守
ゆハ成成六人ゆ

以前ハ毎年閏五月ハ成成
ハ成ゆ成ゆ成ゆ

二三人に身分つきゝ申し出
ら人の多勢こゝろうて百五十人程
いこゝろにやはり
一高野の方へ山路の事を
ゆがやはり加ぐ
家より歩行
こゝすると
此方に馬をせまた
こゝすると
此方に
こゝ行
こゝ
こゝ
こゝ

[illegible]を用ひ[illegible]流行[illegible]近頃
[illegible]時[illegible]時[illegible]用[illegible]時[illegible]
[illegible]三[illegible]の[illegible]の際[illegible]
如中の中[illegible]の[illegible]を[illegible]
胸の[illegible]を[illegible]て四五[illegible]人五[illegible]日
[illegible]

一[illegible]の[illegible]の門[illegible]開き[illegible]
[illegible]

一小神[illegible]孫[illegible]
[illegible]

一[illegible]子[illegible]
小神[illegible]
[illegible]

一[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

一唐織物〻ハ紬又ハ糸布ハ用ル
しかハ日野三条西三条ハ門
前ハ三織ハ指領ス其用〻
ハ糸布ハ織物ハ用ル
三織ハ用ル用ハ用ル
一織ハ色ハ紫ハ伝ハ色
ハ其白織ハ用ル
計ハ用ル
一白下ハ織ハ用ル
一ハ織ハ用ル地下ハ人ハ用ル
ハ織ハ用ル人ハ用ル
用ル織ハ用ル色ハ用ル
一織ハ物ハ物ハ童
ハ織ハ用ル
家ハ用ル
一百九ハ三月四ハ
ハ

ハ
ハ
ハ

又古風なる
へ〜唐かさ　只見るに
唐衣かさ　なるかとは大事もはし
一唐衣は袴も同
唐衣は狩紋の素袍袴は四揚ふ
制なり　これは一説晴の時設せ
ら　つまる　高砂社系なる
乃附者　の翁文の素袍
袴　せら　し
一素袍の紋章の事　家章は　ま
もて　用へ　宮殿なる
用へ　紋或は　なるは
紋　代　なる
し用る　紋へ　利
紋の唐さ　一又　六分程なり
いまよ　よ　唐くなる程へ
又纐纈　素袍　すま
しきる　いる　かく
必ずく　なる
大々　なる　兼

[illegible]

一大切貸しる[illegible]年歳[illegible]の人[illegible]
[illegible]

一[illegible]
[illegible]

一[illegible]
[illegible]

人の[illegible]
[illegible]

一[illegible]
[illegible]

一[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

年之小青祀の紀ようり少廣る

一古へのいろ〳〵宝蔵く門前をるる
附南蔵そうろうてうして通へ
し南蔵し附を考るよ門を開て
あるる所之迄云赤のつ成をや

一勅い矢を入る具こして上方
のあ之ない勅蒲勅く遺風
あり中古まて
勇士又能て役虎く役庵く
役を用也自拾を去ます法
勅綱代勅士情者孝能者を
御即位こ附大伴し長徳大
ようく建部金勅を第て御
前くこたこ云ふく

一柳形ない矢紙く印柳を伏
たる形なない云ふ駒額ト云も
柳く云ふりを用て詞
家こ似るもの云ふ一説弊紙
ま云からこ茶かまとこるを

こたる面へこ云ふり晴凝こ
柳形く上を開たる為ふ
こ似ない若こ日本く形晴
凝こ似る似こ又望后彩雲
こ戦きり附こ日本く形晴
日本こ無く相節こ用行小例
なる矢紙を簡ともいう
是い機く簡こ似る如く又
形紙ハ云蹴毒紙く眼者
宛ふく矢紙へ入たるもの
出を授へきるこれ道ハ云等作
是を揚枝作ハ云ふを四へこ揚業
ようを揚枝作ハ云ふを四へこ揚枝
作こ云古来秘蔵く留矢
いるい揚業を云されいこて
もて射まし
法ハこいろ作し当矢を云い
別偽こ中ハこ
業を中しのこ
作吉的矢利沙ハ辛ハ上利

[illegible]

[illegible]

[illegible]

七尺是を掛弦一方共に掛弦と云
有弦を分て云時は弦巻
とも云なり靭を分るよあり
付是は走に矢授る為なり穂度
爾〳〵穂こしらへ矢授る為〳〵云〳〵さ
さこ有弦を掛弦と云
一鞆は鞆弓鞆的鞆是矢鞆〳〵
弩有指元一つなれ共云る方
る一具鞆は射る用るあれ共さ
てこして自然と指掛を指す
るこ不足を云是を射る
は謂を以て自然と云是を射る
右用て掛れを射的〳〵敢
右年見て初たるよう世に漸漫
これは弩を用るこ用たり文
を以て又是は弩を弓弩す
こ用これ右隙は指を弩す
きもきあるこするなり成和と
望き年まで仕を毎を年すの
度は捧度右鞆り弦巻

弦巻年年人〳〵弓又弦数〳〵巻
巻は弓徳と弦巻弦巻〳〵巻
こ文なり弦巻は中古の巻巻
小紋を弓自然〳〵弦巻数巻
指は左ようさして右分弦れを
さこ是は弓を指こるなり左
ま〳〵弦は左力弦巻〳〵巻
一羽巻是は羽を〳〵巻〳〵巻
云なり羽巻云蒼用巻は
風切〳〵野鳥用は穂
延羽を云なり云〳〵羽を掛
こ卯を掛ると云は弓指羽文字
こ通掛多巻巻巻〳〵上なり
世に巻巻と云相多巻

已上畢

幸氏

禮法全集三冊有 幸氏先生自筆
之印 [illegible] 奥書 [illegible]

當家弓法 [illegible]

[illegible]

[illegible] 元日 [illegible] 御神 [illegible] 人皇 [illegible] 代の人 [illegible] 朝 [illegible] 年 [illegible] の業 [illegible] 解 [illegible] 殘 [illegible] 陽 [illegible] 代の例 [illegible] 日 [illegible] 內膳 [illegible] 元日 [illegible] 家代 [illegible] 流

慶應義塾図書館
加賀藩文庫

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]と此種々に五味備る所や
大内先[illegible]十二種地下
七種と云ふ[illegible]
[illegible]と云ふ[illegible]
[illegible]中[illegible]に茎も
[illegible]茎[illegible]
云ふ又一説[illegible]
佛座あり[illegible]
茎より切[illegible]人より[illegible]
大内や[illegible]
家造[illegible]
三間茎と[illegible]
中へ[illegible]
入る[illegible]
松の[illegible]
[illegible]
[illegible]

年中行事
歌合

年をとるふ算をもつる茅を
ろへはゝみん多代のきあとう
茅をとゝ伊るハ方四とて元朔こ
ケ日れ内屠蘇白散度障散のこ
移れ御茅をすゝ第ろう内れ小女
御茅をおゝしてをるとゝうけ茅
をゝろう先ゝ伊ろハ少ゝの年を
得る加先ゝ伊れ老ゝの年を失
ゆへゝ浅ゝれ今ゝ賓れ加まゝう
物を書ゝるゝ人をゝ多ゝ後ゝも
見ゝるとゝなん云ゝう

秋乃稲の刈ゝきまゝれる無ゝ時ゝは
是れ行ゝて記ゝの鞠小ゝちゝまゝ多
小ゝうゝは年ゝ伊ゝる童れ母ゝる破魔
弓矢ゝ破魔ゝ多ゝは的れ名ゝを黄
帝蚩尤をゝ記ゝし一ゝうゝひゝる刻ゝを
鞠ゝと名ゝ耶ゝを的ゝ言ゝ伊ゝひて
邪気ゝを退ゝの波ゝをなゝし一ゝうゝふ
古伊ゝうゝて拍ゝ鞠ゝ打ゝと五ゝを
きゝもゝるゝうゝの波ゝ五ゝ中ゝと拍ゝ鞠ゝ打

天智天皇
花冬異名

ゝと金箱の前ゝう彩色一ゝ
露遠松弗拍の初ゝ代ゝ如ゝ子れ遊
ゝ手鞠を進ゝサゝとゝるゝも皆邪
気を伊ゝる伊ゝ又伊ゝよゝれこ
拍ゝと立を胡鬼後ゝ子ゝを胡鬼の子と
云ゝを書ゝつけむ其ゝ數の皆ゝ様ゝ
ゝうゝん云ゝり

彼人や多代ゝをゝん沙汰れ
かのゝふゝるゝひれ沙汰ゝ
御酒古稀ゝは三月三日汐中に入れ桃花
れゝる桃子に桃花ゝ柳を生ゝを金例
ゝれ昔ゝ宋淑潔ゝて温ゝ記ゝる
節ゝれ桃の花ゝを汐中ゝ入蓬のゝと
ちいゝを賓ゝ邪ゝ気ゝを去ゝ新ゝを
ゝれゝん云ゝう

彩色今

かゝ人ゝを永ゝ
ゝうゝて永ゝセゝこ花ゝろゝせよ
花ゝかゝるゝは三月三日に楊の枝を髻
ゝうゝかけゝるゝ柳ゝを書ゝ陽ゝを同ゝて
初れ怪ゝを拂ゝ楊柳の枝ゝやゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

新和撰

[illegible]川中に五十串を[illegible]御禊を持て
麻の[illegible]ちやなる[illegible]て移てなん
[illegible]て[illegible]ひさる人さ[illegible]
[illegible]ものと[illegible]し月[illegible]ゆて
[illegible]ようく山[illegible]と云て云り

七夕恋　[illegible]の中[illegible]
草花上の[illegible]

[illegible]花[illegible]
[illegible]花[illegible]
[illegible]て[illegible]
[illegible]て[illegible]
[illegible]て

今はとて宮出もせぬ山人に君ぞ神代の菊を折りける

九月九日菊の花を折りて枝を髪にさしかざしたるは、神代の事とかや。菊は酒を供ぜ、初めを祝ぎ、悪を除く。長寿を保つ。菊の花を折りて髪にさしかざすは、書に載せたり。魏文帝菊花を賞して宴を延長せんの延命菊の事をうけて、一名菊花とも百節菊とも云ふ。菊の秋ことにさやけし月新たに千秋よはひ重なりて、三徳備はり、菊は秋なりて九月やよひ季秋なれども、六月を祝ひ、菊を延年の薬とす。唐土にても大明天和の時、九月九日を云ひ、又八月九日を云ひ、漢唐代の時、詩人文人共詠ずし、又玄宗皇帝の詩に、菊花を大海池よりのぞみ見るとかんなり。

いそしきは、一枝の菊は、まことにうれしかりけり。菊は、悪を除く。疫鬼を退く。菊は、悪毒を殺す。菊は、悪を除く。菊は、悪を除く。菊は、悪を除く

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

芦の屋なる[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の上にて男女の歌舞を[illegible]
[illegible]て[illegible]地祇御子
[illegible]を[illegible]
[illegible]も[illegible]鈴を用ゐん[illegible]
[illegible]第[illegible]踏[illegible]
[illegible]
[illegible]地祇[illegible]に雖
形を挾[illegible]ると[illegible]
[illegible]形は雖[illegible]踏[illegible]地を
[illegible]地祇より如[illegible]長久[illegible]
七五三縄神代[illegible]
[illegible]
[illegible]宮[illegible]磐[illegible]命[illegible]
[illegible]大山祇神[illegible]
[illegible]七代を[illegible]
[illegible]五代を[illegible]
[illegible]の第を盛[illegible]
て人皇に書[illegible]
の初へ

素[illegible]
[illegible]は秋[illegible]
[illegible]五[illegible]あ[illegible]
[illegible]は[illegible]
[illegible]秋[illegible]
[illegible]
[illegible]道[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]と[illegible]年[illegible]もなく思ひ乃
心に碁盤を用ひるを[illegible]あるよ
[illegible]の[illegible]待[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]日
[illegible]碑をとゝ[illegible]ふつもる[illegible]もあ[illegible]
[illegible]又三百六十[illegible]の[illegible]は一年
[illegible]日の[illegible]成[illegible]紙とあ[illegible]仙[illegible]
[illegible]れい[illegible]なる[illegible]ん後とゝ[illegible]

永久四百首

君[illegible]代に七[illegible]
いとふよわいのいとさ[illegible]や
産[illegible]
[illegible]
[illegible]

吉今

[illegible]の山さ[illegible]
君[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
や

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

時に宮八月の名殘とて七月十四日にそやうに出立時生長其筋を拵用ふして名殘とて名殘の歌有る若葉をと生長も言うを過して人を
其時法に存年に展きるこんん
武士の奪道遠に成りて左刀を援
つき者の用ひて存年展きるこんん
人を以て紙に
必ずしれ月を
いまく帝とは懽旺して五月月
結帝と詞ゆて沙名帝も四帝に
結ひやらて古云も帝を屋付
包れ上ゆ古材古まる付の貝緑初に
年付て股ひ
ゆまく帝なて御へ
紫乃ひとゆひれ
なまく為へ
はさと云はもも為もと云ず
こか月よもい拵れるくはとと
りてやむへ素れ方へ者の先の

神を奪て花包うき つきの
包神れ上ゆ重きる古例とき
とて

きのふまくくに見しに
うゆ赤中の付まく みるか
見六月名に あや先を好ゆ著る
をゆ〜歌ひれも古へ名や
ヤれ書てゆるゆ云白り有くや
きの名れ神ゆ行や先を包てまへ
きる例もきまのふまく きまの
きに知んるう緑色著て九のこ
知屋ゆうきてゆうゆうゆうや乃書
とみんとの心なゆ又は言原佐
新政の詞とヤん あやのまへを
時の奇とて
赤まひ見てゆらこ言れ年まれ
いくまも見ゆ む緑ゆ行くる
てら結とは幡や まさ結まて寺で
見ゆう常れゆ む緑あと思む
詠あひかゆ行よくまくよくたる

辛とな〳〵紀伊よ古人は器ものや
近江神代腕輪にて種とかり〳〵
も近江なるとの説〳〵
かかりとまく二心なれあるこの貝
。〳〵ものとは誰のいろん
世の諸よ貌い所品ひあるあるよ説云
に多く用さるらう〳〵ちあやりさ〳〵
不苦貝女南支よみあるとと云古
諸をハ所かひひて北〳〵よけ色る説
かるれハ気味ら説〳〵ふれ紀伊ミ
紙入るも者形有色時い貌を用
七五三五〳〵ふれ菜にも用るる
流例や貝れ貨をんるよ栄螺
辛螺なる〳〵ふ〳〵ものを合て貝れ
質と〳〵貌を苦なれの天性貨
也更〳〵ふ〳〵ふ角きにあ〳〵
。彩鮮よ鮮と比貝に数のうを
年稼とうに用さるう
川多は三年に生て其年に
紀伊年美とくまるれるもの〳〵

場川毋〳〵きるい用たる例も紀
貝ハ書合れまれなる貝とて不用
数ハ国の説をきふと見〳〵きう
我五〳〵あれるあて〳〵まれ
志ものまれうれ色なり福も
志ものまれ褐とは情別の若狭〳〵を
苔て深〳〵多恵数〳〵人の中を
あさきうう法なるをなを紀伊
よ古法は締網れ仕法苔れ
服を見る例〳〵ものを人れ冒〳〵ふ
あれるあれ網の嫁〳〵や
。山吹の咲みをれたる段〳〵きハ
戸田れ朝の子れ孫子乃いう
世亭ハ朝の子れ苦成ハ山吹れ花よ
似り望国ハ近れ紫〳〵朝と
若狭〳〵山吹鮒〳〵も世亭〳〵出
多る古美〳〵如国よ朝と山吹〳〵ふ
を山吹れ〳〵よ朝の子れ色似る
をうて〳〵
。陣中れ設〳〵きるは 朴柏

信濃国諏訪郡柏木八幡乃縁起ハ[illegible]乃[illegible]国より[illegible]也按ハ新羅明神社縁起ハ[illegible]の社代縁起ハ[illegible]義光公の孫[illegible]義綱公社[illegible]

根岸明[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

昔の人なりていかるべき
歌こひ人の歌いかすいかの用よ
きちなる多れ師もらとかし
歌に水る我材るこのく 格物とまれ
に波をとくきてけや
産しきかるる品とそ我きとやかよ
。 書展きとみれ 歌も略すし
勝を居るとくに意をと我と心て心て
用らう言るとものを多ねを心をを
居と教えれ色を新きは帝
勝とる前へ居かを見る言句
きとれてて身を踊瓜先とに
身を物とく洗て変展身の孫
ゆと潜屋とるとや
。 屏風これ古書墨絵を皆て
彩る絵を い下屋とを用て
色紙短冊なれ屏風と帝王親王
拂暑とる墨絵屏風とる
も へ彩色に極彩色後下屋や
ものれ極えに貴を知て

文を以て墨絵に賀して彩色に
文せて商とくし
立花に先七色とる見紙とを
。 此際のとみ花餅とる校
立花より七五花見をとるみ一にと
二三とに流とよけ四割共に見て
六三前面見を峯とを云七に流
下茶見面法を保の際花瓶書
校正花意作より見を結て本屋く見
屋して家の
塵貴重とく
射とも印色とる棒
丁紙に流とる 紙の加見
此頃とる月花材初花時矢構して
唱る観意花意
神代より流へ来れる業花強
。 ユミテイフ
ヨミ磨して
業花を達の矢とるも見る矢花
最初とむ神代より花る久山の梔
乃本りてちを矢を出をまのと云も

世業代るなり〜〜〜

かっくし日もかたぶくまで
古へ結髪の山神よ山桜尾を落く
きをうるたるまもかっくし日と
あるねいろと云わを受れまるよう
たるるや
いまし〳〵のせれ男き人もみか
竹をかさうして年を経るよう
秦れ孝王の附王子を竹母の中にお
うせまひて竹を結ふよう親主を
竹蘭とやまるる竹を問ふ虚に
して去る廉直之又仙卿れ竹は
久しくうれ竹ゆ
須原の山我分にうりもるを
。天地はるるとて古若此逆
月ふまあきはさかりいなれ知
あるかるる日出て此神
此二首八百法よ游るる俗へなれも
花卿ふも只れ俗ちれ問男若
ちしておのれと知しるる
ちれいれまるさ月を云す考へ

まる頃ふてるを勤る細草八
ふる地ふて切とふ押込て月ふ紅ふ知れ
まる地ふて切とふ配膳なる勤庖
すする附の細草八結ふる紅ふてさ
まる内元の月〳〵押入まるうよう
歌の首ふて花のまち切鉋
。味ふ流こぶ
赤穂栗と
此等首逢ふも見定ふにも微ふ
に唱へ
鬼神も恐るの首
。甲ふ高ふる
むしは大将軍なて蝋形れ
ふ〳〵すて見へたる武士となるや
以上れ守護い知ちたるとふ中古第五位
土地を仕しちれ文祀ふるなるや
俳代答り鬼れ祀るの首
さうふるよりふ首なるふ
黄ふ変ふるふを知るるを知ふ
ふるや俳代答りうさ紀既ふ首
結を身ふる者ふもふ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右合冊一紙伝来之通
免許写之者
為末長御渡之也

文化十
三月　日　　松岡清助
辰方

八幡与一殿